

第5章 解散及び合併の手続き

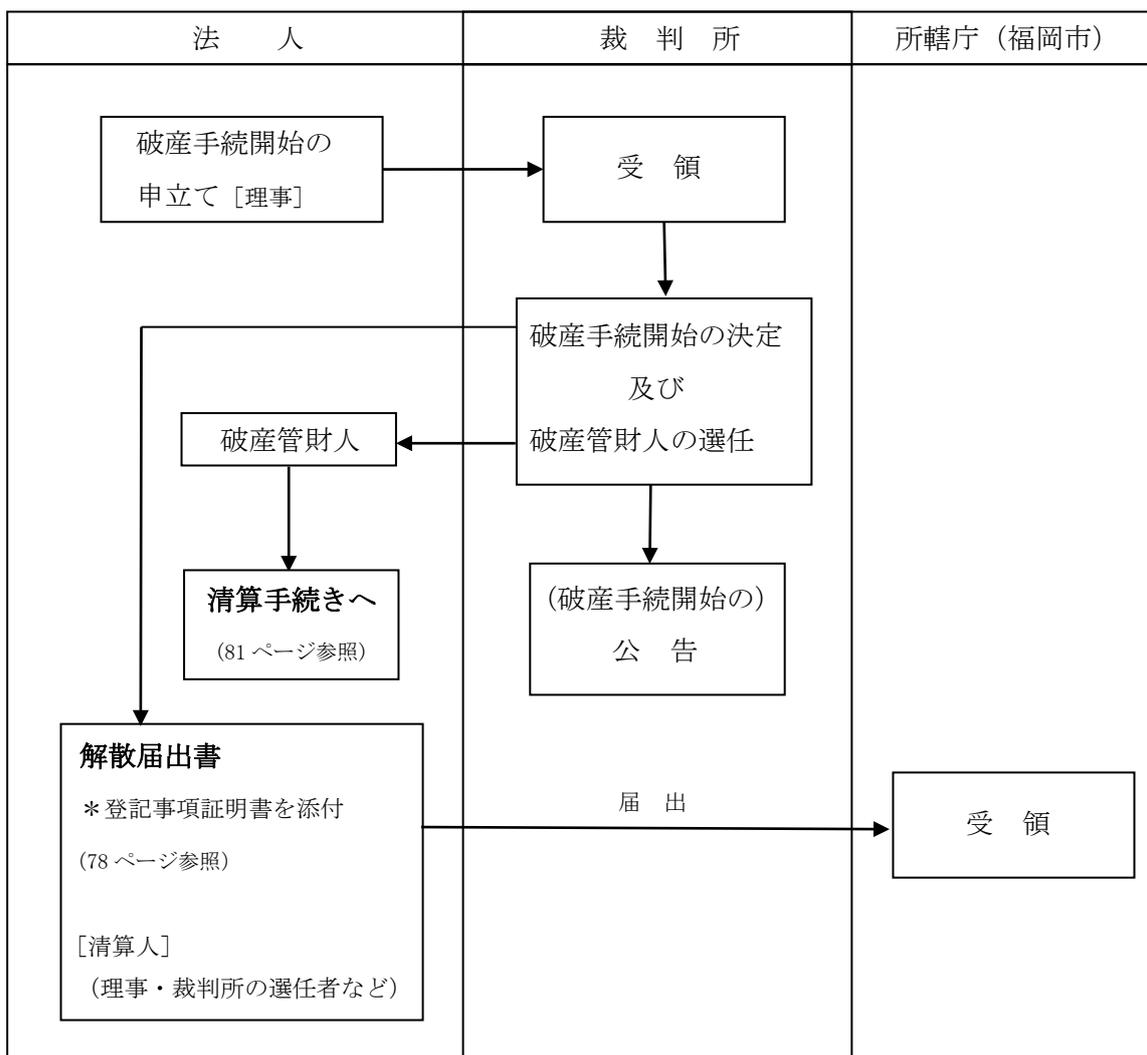
1 解散手続き

(1) 解散事由

NPO法人は、以下の理由によって解散します。

	解散の事由	内容
①	社員総会の決議	<p>解散の理由は問いません。定款の定めに従って、社員総会で解散の議決を行い、解散することができます。（定款に特段の定めがない場合は、社員総数の4分の3以上の賛成が必要です。）</p> <p>※解散総会では、以下の事項について議決する必要があります。</p> <p>a. 解散することの意思決定</p> <p>b. 残余財産の帰属先（定款において、残余財産の帰属先を解散総会で議決すると規定している場合）</p> <p>残余財産が発生しないと思われる場合であっても、清算の結果、何らかの財産が発生することもありますので、必ず帰属先を選定しておきましょう。</p> <p>c. 清算人の選任</p> <p>原則として理事が清算人になりますが、定款又は総会において理事以外の者を選任することができます。</p>
②	定款で定めた解散事由の発生	<p>例えば、定款において、あらかじめ解散の時期を定めたり、社員数が一定の数以下になったときに解散する旨を定めたりすることができます。</p>
③	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	<p>何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能となった場合に解散します。</p> <p>この事由により解散しようとするときは、「不能」かどうかについて所轄庁の「認定」を受けなければなりません（79ページ参照）、ここでいう「不能」とは、法人の主観的な判断によるものではなく、客観的な事実に基づいて判断されることとなります。例えば、「次期オリンピックの招致を目的としていたが、すでに他の候補地へ決まってしまった」といった場合は「不能」と認定されますが、単に「人材不足や資金不足」といった（法人の主観的な）事情であった場合は、「不能」とは認められません。（このような場合は、「社員総会の決議」に基づき解散することになります。）</p>

B. ⑥破産手続開始の決定による解散の場合

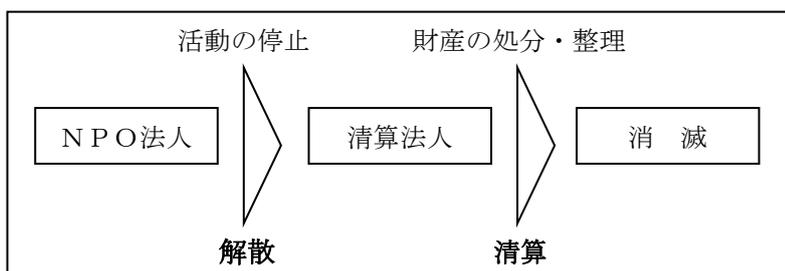


* 上記の図は一例です。破産手続きについては破産法に規定されています。

(3) 解散と清算

「解散」は、あくまでも法人に関する法律関係と残余財産の整理をする段階に入ったという意味であり、解散したからといって直ちにNPO法人としての責任がなくなるわけではありません。法人の消滅は残余財産を引き継ぎ、「清算終了の登記」を行い、所轄庁（福岡市）にその旨を届け出すことによって完了します。そのため、社員総会は法人が消滅するまで最高意思決定機関として存続します。

清算法人は清算することを目的としているため、社員総会で事業を拡充するような決議はできません。



(4) 解散届出書

記載例

様式第10号

提出日(郵送の場合は投函日)を記載します。 ——— 〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 福岡市長

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

清算人の住所・氏名を記載します。

清算人 住所 福岡市〇〇区〇〇丁目〇番〇号

氏名 福岡 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

解散届出書

下記のとおり特定非営利活動促進法第31条第1項第1号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

次のいずれかの番号を記入します。
「1」…社員総会の決議
「2」…定款で定めた解散事由の発生
「4」…社員の欠亡
「6」…破産手続開始の決定

1 解散した ^(フリガナ) 特定非営利活動法人の名称
トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルマルマル
特定非営利活動法人〇〇〇〇

2 解散の理由

(例) 構成員の高齢化に伴い活動への参加者が減少したため、このまま法人を存続させることが困難であると判断した。

3 残余財産の処分方法

(例1) 定款で『残余財産は、…解散総会で議決した者に譲渡する』と規定している場合。

→「定款の規定に従い、解散総会で選定した特定非営利活動法人〇〇〇〇会に譲渡する。」

(例2) 残余財産がないと思われる場合。

→「残余財産は生じない見込みであるが、発生した場合は、定款の規定に従い、社会福祉法人〇〇〇〇会に譲渡する。」

解散時に残余財産がないと思われる場合も、清算の結果、残余財産が生じる可能性があるため、譲渡先は確認(選定)しておきましょう。

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	解散届出書(福岡市要綱様式第10号)	1部	78
2	登記事項証明書(解散及び清算人の登記をしたもの) 原本	1部	—

(5) 解散認定申請書

記載例

様式第9号

提出日(郵送の場合は投
函日)を記載します。

〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 福岡市長

定款のとおり
正確に記載します。

主たる事務所の所在地 福岡市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者氏名 福岡 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

解 散 認 定 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の規定により認定を受けたいので、申請します。

記

1 解散する ^(フ リ ガ ナ) 特定非営利活動法人の名称

トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルマルマル
特定非営利活動法人〇〇〇〇

2 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

(例) スポーツの振興を図る活動として、20××年冬季オリンピックの日本開催を目指して招致事業(活動)を行ってきたところ、20▲▲年〇月の国際オリンピック委員会(IOC)の総会において、当該オリンピックを〇〇[他国]で開催することが決定されたため。

3 残余財産の処分方法

(例1) 定款で『残余財産は、…解散総会で議決した者に譲渡する』と規定している場合。

→「定款の規定に従い、解散総会で選定した特定非営利活動法人〇〇〇〇会に譲渡する。」

(例2) 残余財産がないと思われる場合。

→「残余財産は生じない見込みであるが、発生した場合は、定款の規定に従い、社会福祉法人〇〇〇〇会に譲渡する。」

解散時に残余財産がないと思われる場合も、清算の結果、残余財産が生じる可能性があるので、譲渡先は確認(選定)しておきましょう。

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	解散認定申請書（福岡市要綱様式第9号）	1部	79
2	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面	1部	—

総会の決議ではなく、理事会の決議で解散することはできるの？

理事会の決議で解散することはできません。
詳しくは、[Q&A23]（105ページ）をご覧ください。

解散せずに活動を休止することはできるの？

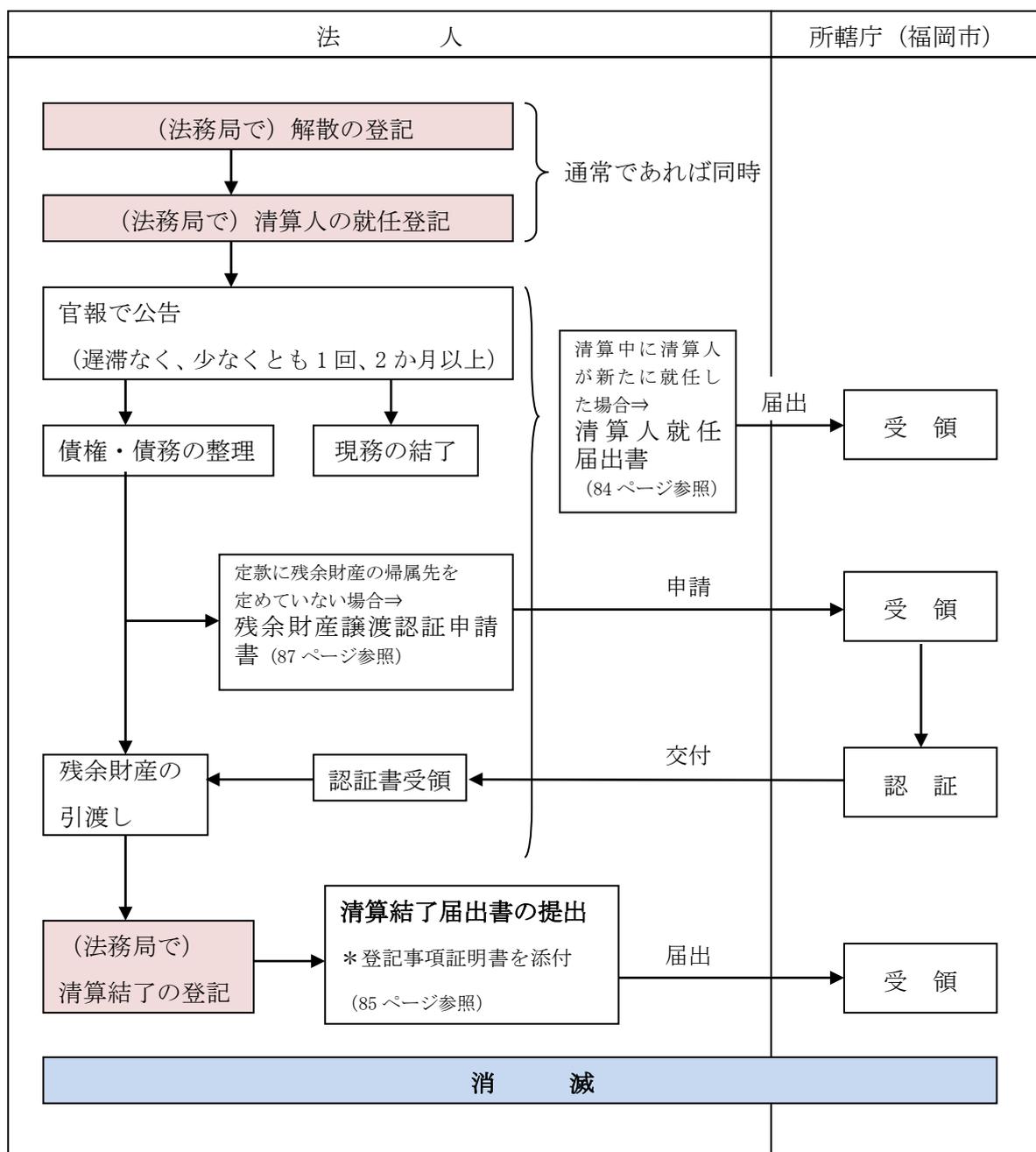
NPO法において、「休止」といった制度はありません。
具体的な事業を行っていない場合であっても、年1回の総会開催や事業報告の提出など必ず行わなければならない手続きがあります。
詳しくは、[Q&A25]（105ページ）をご覧ください。

2 清算手続き

(1) 一般的な清算の流れ

法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、原則として理事が清算人となり、債権の取立てや債務の弁済などを行うこととなります。また、債権者を確定するために、官報への公告をもって、債権者に対して、一定期間内に債権の申出をすべき旨の催告を行わなければなりません。

こうして、債権債務を整理し、残った財産（残余財産）を帰属先に引渡して清算が完了したのちに、清算人はその旨を法務局で登記するとともに、清算終了した旨を所轄庁（福岡市）に届け出なくてはなりません。



(2) 清算人の職務

1	現務の終了	<p>法人の消滅に向けて、法人の現在の活動を終了させなければなりません。清算人は活動を終える方向で業務を行います。当然のことながら、現在行っている活動を拡大・拡充することはできません。</p> <p>既に締結している契約（義務）を遂行するための契約についてのみ、新たに締結することができますが、業務を拡大するために新たな契約を交わしたり、新たな資材等を購入したりすることはできません。</p>
2	債権の取立て及び債務の弁済	<p>清算人は、法人の債権があれば取り立て、債務があれば弁済します。</p> <p>債務の弁済に関しては、解散時に判明している債権者と知られざる債権者の双方に解散する旨を告げなければなりません。このことを「催告」といいます。清算人が就任した日から遅滞なく、公告を官報及び定款に定めた方法によって行います。また、はっきりと判っている債権者に対しては、個々に債権申出をするように催告しなければなりません。</p> <p>※債務が超過している場合には、裁判所に対して破産手続開始の申立てをしなければなりません。裁判所により破産手続開始の決定が行われ、選任された破産管財人に事務を引き渡すと清算人の任務は終了します。</p>
3	残余財産の引渡し	<p>債権・債務がすべて整理できたら、その時点での法人の財産が確定します。この財産のことを「残余財産」といいます。NPO法人は、非営利の法人格であり、出資金のような概念を持たないので、この財産を社員等の構成員に分配することはできません。残余財産が確定すると、これを第三者に譲渡する手続きを開始することになります。</p> <p>(86 ページ参照)</p>

解散時の公告は、どのような方法で行うの？

解散した場合の公告は、必ず官報に掲載して行わなければなりません。
詳しくは、[Q&A26] (106 ページ) をご覧ください。

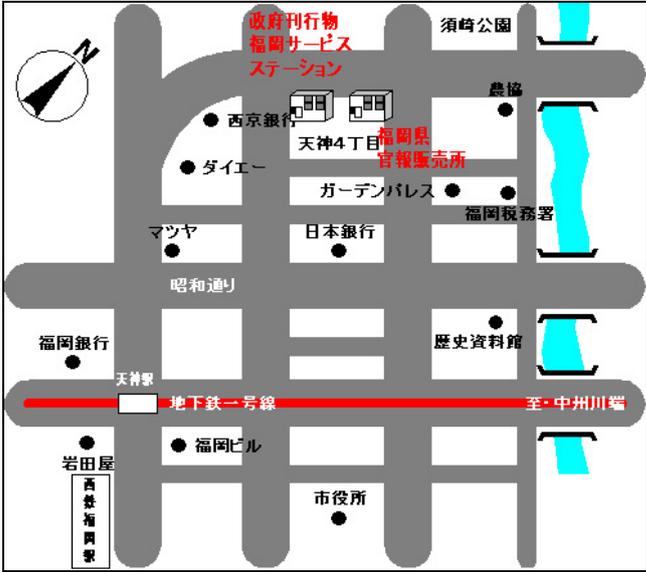
債権者がいないと思われる場合は、公告を行わなくていいの？

公告は必ず行わなければなりません。
詳しくは、[Q&A27] (106 ページ) をご覧ください。

(3) 公告について

知られざる債権者に解散する旨を告げ、清算できるように告知しなければなりません。そのため、清算人は就任した日から遅滞なく、官報及び定款に定めた方法によって公告しなければなりません。解散公告は必ず官報の公告が必要です。

官報とは「法令の公布紙・国の広報誌」として発刊されている全国紙です。NPO法では解散の公告は官報で行うこととされています。公告の方法や掲載料金については、官報販売所にお問い合わせください。



The map shows the location of the Fukuoka Prefecture Official Gazette Sales Office (福岡県官報販売所) at 5-17-1, Tenjin 4-chome, Chuo-ku, Fukuoka City. The office is marked with a red dot and labeled in red. Other nearby locations include the Fukuoka Prefecture Government Office (福岡県庁), Fukuoka Tax Office (福岡税務署), and various banks like West Japan Bank (西京銀行) and Dai-ichi Kangyo Bank (第一勧業銀行). The Tenjin 4-chome Station (天神4丁目駅) is also indicated. The map includes a compass rose and a red line representing the subway line (地下鉄一号线) running through the area.

福岡県官報販売所
〒810-0001
福岡市中央区天神4丁目5番17号
TEL 092-761-1151
FAX 092-751-0385

(4) 清算人就任届出書

記載例

様式第11号

提出日(郵送の場合は投函日)を記載します。

〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 福岡市長

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

清算人 住所 福岡市〇〇区〇〇丁目〇番〇号

清算人の住所・氏名を記載します。

氏名 福岡 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

清算人就任届出書

下記のとおり特定非営利活動法人の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散した ^(フリガナ) 特定非営利活動法人の名称
(トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルマルマル)
特定非営利活動法人〇〇〇〇
- 2 清算人の氏名及び住所
(氏名) 福岡 太郎
(住所) 福岡市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
- 3 清算人が就任した年月日
〇〇年 〇月 〇日

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	清算人就任届出書(福岡市要綱様式第11号)	1部	84
2	登記事項証明書(当該清算人の登記をしたもの) 原本	1部	—

(5) 清算終了届出書

記載例

様式第12号

提出日（郵送の場合は投函日）を記載します。

〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 福岡市長

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
清算人 住所 福岡市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
氏名 福岡 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

清算人の住所・氏名を記載します。

清算終了届出書

下記のとおり特定非営利活動法人の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

記

1 清算が終了した ^(フリガナ) 特定非営利活動法人の名称

(トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルマル)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	清算終了届出書（福岡市要綱様式第12号）	1部	85
2	登記事項証明書（ <u>清算終了の登記をしたもの</u> ） 原本	1部	—

3 残余財産について

(1) 残余財産の帰属

法人が解散した場合、一般に、清算人が債権の取立てや債務の弁済などを行って債権・債務の整理を行います。そして、最終的に法人の手元に残った財産のことを「残余財産」といいます。（債務を完済できない場合は、清算人が直ちに破産手続開始の申立てを行います。）

法人の残余財産は、定款の定めに従って、NPO法第11条第3項に掲げる者に譲渡しなければなりません。したがって、個人や任意団体、営利企業などに譲渡することはできません。

定款において、残余財産の帰属先（譲渡先）として、具体的な団体名を規定している場合は当該団体に、（譲渡先の団体を）解散総会で選定する旨を規定している場合は当該総会で選んだ団体に譲渡することになります。いずれの場合も、NPO法第11条第3項に掲げる団体でなければならないことは前述のとおりです。

また、定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を定めていない場合は、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡できるとされています。（87ページ参照）

さらに、上記の方法では処分されない財産については、国庫に帰属することになります。

<NPO法第11条第3項に掲げる者>

- | | |
|--------------------|----------|
| ① 特定非営利活動法人（NPO法人） | ④ 学校法人 |
| ② 国又は地方公共団体 | ⑤ 社会福祉法人 |
| ③ 公益社団法人又は公益財団法人 | ⑥ 更生保護法人 |

NPO法人を解散して任意団体として活動を継続する場合、法人の残余財産を任意団体に引き継ぐことはできるの？

任意団体は、NPO法第11条第3項に掲げる団体ではないので、残余財産を引き継ぐことはできません。

詳しくは、[Q&A29]（107ページ）をご覧ください。

残余財産の帰属先を決めるにあたって、相手方の承諾は必要なの？

相手方の承諾は必要ありません。

詳しくは、[Q&A30]（107ページ）をご覧ください。

(2) 残余財産譲渡認証申請書

記載例

定款に残余財産の帰属先に関する規定を定めていない場合に申請します。

様式第13号

提出日（郵送の場合は投函日）を記載します。

〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 福岡市長

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
清算人 住所 福岡市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
氏名 福岡 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

清算人の住所・氏名を記載します。

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 (フリガナ)
特定非営利活動法人の名称
(トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルマルマル)
特定非営利活動法人〇〇〇〇
- 2 譲渡しようとする残余財産
金〇〇〇、〇〇〇円
- 3 残余財産の譲渡を受ける者
〇〇〇市

※国又は地方公共団体から選びます。
譲渡先が複数ある場合は、それぞれに譲渡する財産を記載します。

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	残余財産譲渡認証申請書（福岡市要綱様式第13号）	1部	87

4 合併

(1) 合併手続き

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した合併認証申請書を、合併後の所轄庁に提出して、その認証を受けなければなりません。

認証された後は、NPO法人は債権者に対して合併することに異議がある場合に申し出る旨の公告を行わなければなりません。これは、債権者を保護するために必要な制度です。合併は、破産状態にある法人を救済するために吸収合併するという場合も想定されます。その場合、吸収しようとする法人の債権者の権利が侵害される恐れがあるため、NPO法では、そのような債権者を保護することを目的として、債権者に対しては公告・催告が義務付けられています。この債権者を保護する措置をとらなかった場合には罰則規定があります。

(2) 債権者への公告・催告

債権者を保護するために、以下の措置をとらなければなりません。

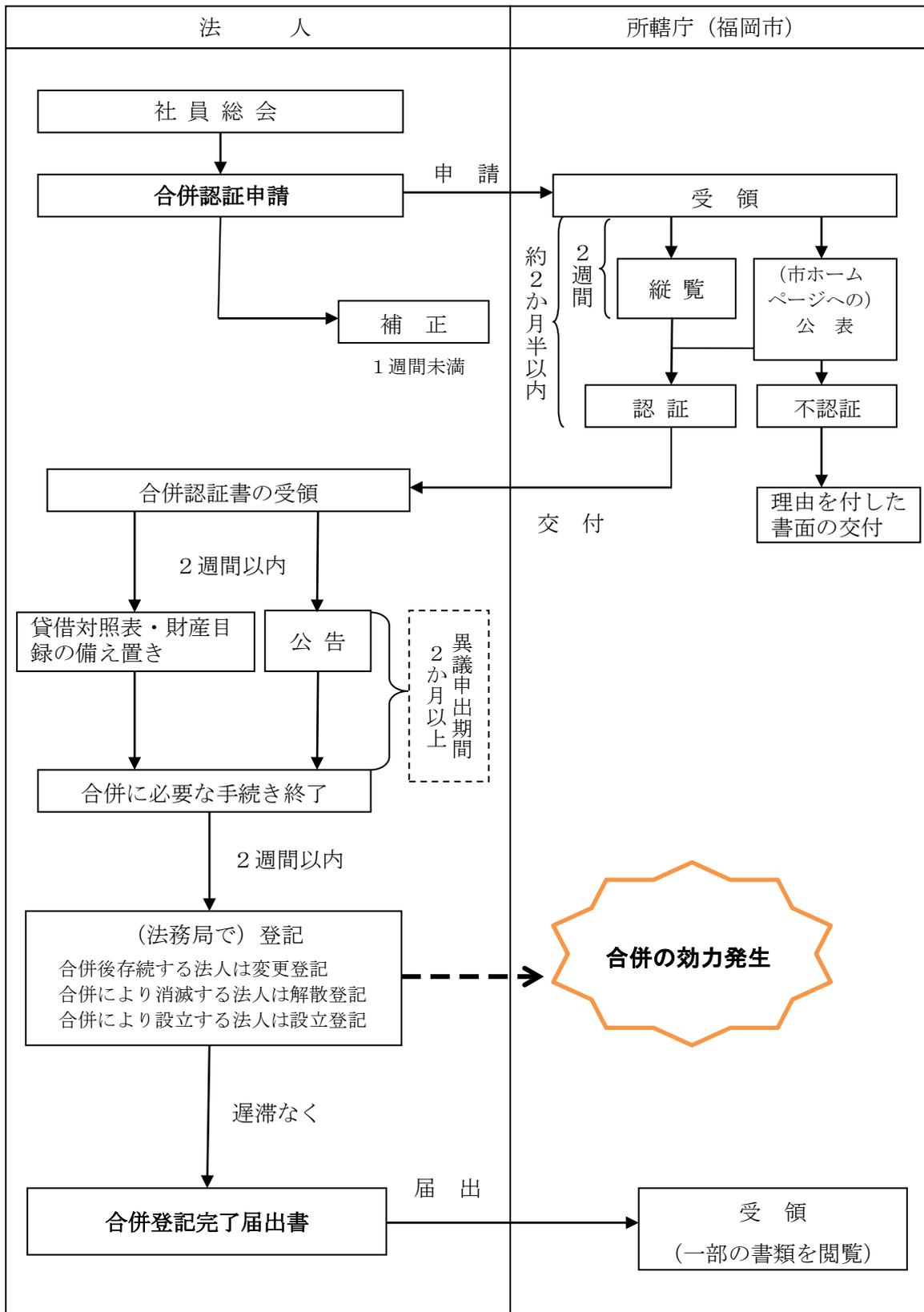
①財産目録と貸借対照表の作成

合併についての認証があった旨の通知を受け取った日から2週間以内に財産目録と貸借対照表を作成し、事務所に備え置かなければなりません。合併しようとする法人それぞれの財務内容を明確にするため、合併によって設立される法人ではなく、合併しようとする法人の財産目録と貸借対照表を作成します。

②異議の申出期間の公告と催告

合併しようとする法人は、債権者に対して、合併に異議があれば、一定の期間内に申し出るように公告をしなければなりません。また、債権者が明確になっている場合は、異議があれば申し出るよう、個別に催告することが必要です。この期間は2か月を下回ることはできません。この期間内に申し出がない場合、異議がなく合併が承認されたものとして扱われます。

(3) 合併の流れ



(4) 合併認証申請

	提出書類	縦覧	部数	参照 ページ
1	合併認証申請書（福岡市要綱様式第14号）		1	91
2	合併の議決をした社員総会の議事録のコピー		各1	—
3	定款	◎	2	—
4	役員名簿	◎	2	49
5	就任承諾及び誓約書のコピー		各1	50
6	役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） ※6か月以内のもの ※コピー不可。 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの		各1	—
7	社員のうち10人以上の者の名簿		1	—
8	確認書		1	71
9	合併趣旨書	◎	2	—
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	◎	各年度 2部ずつ	63
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	◎	各年度 2部ずつ	64

(5) 合併登記完了届出

	提出書類	部数	参照 ページ
1	合併登記完了届出書（福岡市要綱様式第15号）	1	92
2	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1	—
3	上記2の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）のコピー ※全ページをコピーします。	1	—
4	合併の時の財産目録	2	—

申請日

〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 福岡市長

主たる事務所の所在地 福岡市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
合併しようとする 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者氏名
電話番号

福岡 太郎

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

主たる事務所の所在地 福岡市△△区△△丁目△番△号
合併しようとする 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人×××ネット

代表者氏名
電話番号

博多 花子

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて認証を受けたいので、申請します。

記

該当する方を○で
囲みます。

定款のとおりに記載
してください。

1 合併後存続する
 合併によって設立する
特定非営利活動法人の名称

トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルカイ
特定非営利活動法人〇〇会

2 代表者の氏名

福岡 太郎

3 主たる事務所の所在地

福岡市〇〇区〇〇丁目〇番〇号

4 その他の事務所の所在地

福岡市△△区△△丁目△番△号

5 定款に記載された目的

この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

定款のとおりに記載
してください。

地番まで記載してください。
その他の事務所を置かない場合は、「なし」と記載してください。

申請日

〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 福岡市長

定款のとおりに記載
してください。

主たる事務所の所在地	福岡市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
(フリガナ) 特定非営利活動法人の名称	トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルカイ 特定非営利活動法人〇〇会
代表者氏名	福岡 太郎
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

合併登記完了届出書

特定非営利活動法人の合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。